

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関して、以下について引き続き積極的に実施するものとします。

1 地震ハザードマップの作成

住宅や建築物の所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、所有者又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう、今後、地震に関するハザードマップの作成について検討します。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

市において相談窓口を設けることとし、住宅等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法・専門家の紹介等の情報提供を行います。

また、平成18年4月に宅地建物取引業法施行規則が改正され、同法第35条に定められた重要事項の説明の項目に、「昭和56年5月31日以前に建設された建物について建築士等が行った耐震診断結果の有無及びその内容」が追加されました。窓口相談にあたっては、こうした制度の説明も併せて行います。

さらに、広報紙やパンフレット、ポスター、ホームページや新聞、テレビ等あらゆる機会を通じ、耐震化に関する情報を発信していきます。

3 パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催

耐震診断や補助事業に関するものなど、各種パンフレットを作成・配布し、耐震化に関する啓発を行います。

また、県と連携し、自治会等の求めに応じて担当職員が現地に出向き、耐震化の必要性や支援策などを直接住民に対し説明する出前講座等を実施します（表3-1）。

（表3-1）出前講座（中野まなびい塾講師派遣講座）の内容

講座名	概要	申込み対象
もしものときに備えて	① 地域防災計画の概要 ② 防災訓練 ③ 住宅・建築物の耐震化促進	中野市民で5人以上の参加者がいること

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅の増改築やキッチンの改修等リフォーム工事に併せて耐震改修を行うことは、費用や施工面で効率的であることから、リフォーム工事に併せた耐震改修を誘導します。

広報紙への掲載や民間事業者等の行う住宅関連フェア等の機会をとらえて、住宅等の所有者に対して啓発を行います。

5 区長会等との連携策及び取組み支援策について

地域の人々が生活の場を皆で守るという考え方が重要です。

地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるばかりでなく、平常時の防災訓練や地域における危険箇所の改善等の点検活動等、自主防災活動が重要であることから、市において啓発や必要な支援を行います。

具体的には、中野市総合防災訓練において、地震被害等を想定した対策の紹介、避難訓練を行っています。この訓練は、中学校通学区単位の持ち回りで毎年防災週間に合わせて行っており、各地区の自主防災活動の強化を図っています。

また、平成 18 年度には、地震等の災害発生時に地域単位で適切な対応がとれるように、中野市区長会災害対応マニュアルを作成し、各区長に配付しています。

6 耐震改修促進税制等の周知

個人が住宅の耐震改修を行った場合、当該改修に要した費用の 10%相当額（上限 20 万円平成 29 年までは 25 万円）を所得税額から控除できたり、固定資産税の税額を一定期間 2 分の 1 に減額（120 m²相当部分まで）できるなど、税制の特例措置が適用されています。

この特例措置の適用については、平成 23 年度税制改正により地域要件が撤廃され、全ての住宅で適用が可能なことから、こうした税制を有効に活用し、耐震改修の促進につなげるため、制度の周知を図ります。